

チェーンソーによる伐木作業に関する安全教育チェックリスト

✓ 現場での作業を開始する前に、作業に従事する方全員に以下の内容を教育・周知したか、全員が理解したか、確認しましょう！

現場入場前、作業準備時に関する事項

- ❑ 地形や立木の状況など事前調査を行った上で、伐木作業及び造材作業に関するリスクアセスメントを実施していること。
- ❑ リスクアセスメントの結果を基に、伐木作業、造材作業の作業計画を作成し、作業計画を基に作業を行うこと。
- ❑ 現場における緊急時の連絡体制を整備し、教育訓練を行うこと。
- ❑ ヘルメット、フェイスガード、イヤーマフ（耳栓）、防振手袋、下肢の切創防止保護衣、安全靴等が使用できる状態が事前に点検の上、作業中着用しなければならないこと。

立木伐倒前の確認に関する事項

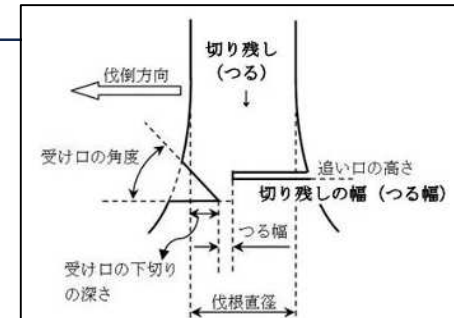
- ❑ 立木を伐倒する前に、立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯れ枝の有無を確認しなければならないこと。
- ❑ 立木を伐倒する前に、周囲のかん木、枝条、ササ、つる、浮石等を確認し、除去すること。
- ❑ 大径木、偏心木、損傷木、風倒木等の伐倒困難木の処理について、事前に作業方法を決めておくこと。
- ❑ それぞれの立木について、伐倒前に退避場所、退避ルートを選定すること。
- ❑ 伐倒の合図について共有の上、伐倒者以外の労働者の退避を確認した後でなければ伐倒してはならないこと。

立入禁止に関する事項

- ❑ 伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずる箇所に立ち入らない・立ち入らせないこと。
- ❑ 伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に、伐倒者以外の作業者を立ち入らせないこと。

基本的伐倒手順に関する事項

- ❑ 伐倒作業において、正しい受け口切り及び追い口切りによって、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを正しく残すこと。（右図参照）
- ❑ 原則2個以上のくさびを使用して伐倒すること。
- ❑ くさびの打ち込みにより追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認の上、直ちに退避すること。



かかり木に関する事項

- ❑ かかり木の処理については安全な作業方法を事前に決めておき、その方法に基づいて速やかに処理すべきこと。
- ❑ かかり木を速やかに処理することが困難な場合には作業者以外の立入を禁止し、かつその旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示すべきこと。
- ❑ かかり木の処理における禁止事項（かかられている木の伐倒、浴びせ倒し、かかっている木の元玉切り、かかっている木の肩担ぎ、かかり木の枝切り）を行わないこと。

上記事項の教育・周知が終わったら、このチェックリストを現場に掲示する等により、現場でのルール厳守を呼び掛けましょう！
チェックリストの内容についてのお問い合わせは北海道労働局労働基準部安全課（011-788-6371）へお願いします。